

政令第 号

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う

関係政令の整備に関する政令

内閣は、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）の施行に伴い、並びに奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第八条第二項第一号、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項第四号、公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）別表第八号、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十一条第四項並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第十二条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（奄美群島振興開発特別措置法施行令の一部改正）

第一条 奄美群島振興開発特別措置法施行令（昭和二十九年政令第百三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第六項を削り、同条の次に次の一条を加える。

(交付金事業計画の事業)

第一条の二 法第八条第二項第一号に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- 一 農林水産物の輸送に要する費用の低廉化に関する事業
- 二 農業の生産性の向上に関する事業
- 三 情報通信業における新たな事業機会の創出に関する事業
- 四 観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する事業
- 五 奄美群島の特性に応じた産業の振興に寄与する人材の確保及び育成に関する事業
- 六 航路及び航空路における人の往来に要する費用の低廉化に関する事業
- 七 前各号に掲げるもののほか、奄美群島の特性に応じた産業の振興又は奄美群島における住民の生活の利便性の向上に資する事業で国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が当該事業を所管する大臣と協議して指定する事業

第二条中「第六条の三第五項」を「第二十二条第五項」に改める。

第八条中「第十七条第三号」を「第五十条第三号」に、「分みつ糖」を「分蜜糖」に改める。

第九条中「第十八条第一項」を「第五十一条第一項」に改める。

第十条第一項及び第二項並びに第十一条中「第十九条第一項」を「第五十二条第一項」に改める。

第二十三条第一項中「第二十条第一項」を「第五十三条第一項」に改める。

附則第七項中「附則第八項」を「附則第六項」に改める。

附則第八項中「附則第七項」を「附則第五項」に改める。

附則第十一項中「附則第十一項」を「附則第九項」に改める。

附則第十二項及び別表第三を削る。

(小笠原諸島振興開発特別措置法施行令の一部改正)

第二条 小笠原諸島振興開発特別措置法施行令(昭和四十五年政令第十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第六条第一項」を「第七条第一項」に改める。

第二条中「第四条第一項」を「第六条第一項」に改める。

第三条(見出しを含む。)中「第十五条第一項」を「第四十一条第一項」に改める。

第三条の二(見出しを含む。)中「第十五条第二項」を「第四十一条第二項」に改める。

第四条（見出しを含む。）中「第十六条第一項」を「第四十二条第一項」に改める。

第五条の見出し中「第十六条第二項」を「第四十二条第二項」に改め、同条中「第十六条第二項」を「第四十二条第二項」に、「すでに」を「既に」に、「こえる」を「超える」に改める。

附則第二項の見出し中「附則第五項」を「附則第三項」に改め、同項中「附則第五項」を「附則第三項」に、「第一条各号」を「第三条各号」に改める。

（公営住宅法施行令等の一部改正）

第三条 次に掲げる政令の規定中「第二条第一項」を「第四条第一項」に改める。

一 公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）附則第七項第六号

二 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令

第九十五号）第二条第二項第五号

三 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令（平成十四年政令第三百八十九号）第十五条第三号

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第四条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部

を次のように改正する。

第二条中「第四十六号から第百五十七号まで」を「第四十七号から第百五十八号まで」に改め、同条第百五十七号中「第四十五号」を「第四十六号」に改め、同号を同条第百五十八号とし、同条中第百五十六号を第百五十七号とし、第百四十五号から第百五十五号までを一号ずつ繰り下げ、同条第百四十四号中「第三十号、第三十四号又は第三十八号」を「第三十一号、第三十五号又は第三十九号」に改め、同号を同条第百四十五号とし、同条中第百四十三号を第百四十四号とし、第百二十八号から第百四十二号までを一号ずつ繰り下げ、同条第百二十七号中「第三十号、第三十四号又は第三十八号」を「第三十一号、第三十五号又は第三十九号」に改め、同号を同条第百二十八号とし、同条中第百二十六号を第百二十七号とし、第百十七号から第百二十五号までを一号ずつ繰り下げ、同条第百十六号中「第十二号、第三十四号又は第三十八号」を「第十三号、第三十五号又は第三十九号」に改め、同号を同条第百十七号とし、同条第百十五号中「第十二号、第三十四号又は第三十八号」を「第十三号、第三十五号又は第三十九号」に改め、同号を同条第百十六号とし、同条中第百十四号を第百十五号とし、第七十六号から第百十三号までを一号ずつ繰り下げ、同条第七十五号中「第三十七号」を「第三十八号」に改め、同号を同条第七十六号とし、同

条第七十四号中「第三十七号」を「第三十八号」に改め、同号を同条第七十五号とし、同条中第七十三号を第七十四号とし、第七十二号を第七十三号とし、同条第七十一号中「第三十四号」を「第三十五号」に改め、同号を同条七十二号とし、同条中第七十号を第七十一号とし、第六十三号から第六十九号までを一号ずつ繰り下げ、同条第六十二号中「第十九号」を「第二十号」に改め、同号を同条第六十三号とし、同条中第六十一号を第六十二号とし、第十二号から第六十号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第九条第二項に規定する交付金（災害対策基本法施行令の一部改正）

第五条 災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項第二号中「第三条第一項」を「第五条第一項」に改め、同項第三号中「第四条第一項」を「第六条第一項」に改める。

（介護保険法施行令の一部改正）

第六条 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項第十四号中「第六条の三第一項第一号」を「第二十二條第一項第一号」に改める。

(公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正)

第七条 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令(平成十七年政令第四百十六号)の一部を次のように改正する。

第三百三十五号の次に次の一号を加える。

百三十五の二 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)

第二百十二号の次に次の一号を加える。

二百十二の二 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)

(総務省組織令の一部改正)

第八条 総務省組織令(平成十二年政令第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第三項の表平成二十六年三月三十一日の項を削り、同表平成二十九年三月三十一日の項の次に次のように加える。

平成三十一年三月三十一日

奄美群島(奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十

九号) 第一条に規定する奄美群島をいう。) の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

(財務省組織令及び国土交通省独立行政法人評価委員会令の一部改正)

第九条 次に掲げる政令の規定中「平成二十六年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

一 財務省組織令(平成十二年政令第二百五十号) 附則第二条第二項及び第四条

二 国土交通省独立行政法人評価委員会令(平成十二年政令第三百二十四号) 附則第二条

(農林水産省組織令の一部改正)

第十条 農林水産省組織令(平成十二年政令第二百五十三号)の一部を次のように改正する。

附則第四条の表平成二十六年三月三十一日の項を削り、同表平成二十九年三月三十一日の項の次に次のように加える。

平成三十一年三月三十一日

奄美群島(奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第一条に規定する奄美群島をいう。)の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

(国土交通省組織令の一部改正)

第十一条 国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二条の表平成二十六年三月三十一日の項を削り、同表平成二十九年三月三十一日の項の次に次のように加える。

平成三十一年三月三十一日	奄美群島(奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第一条に規定する奄美群島をいう。以下同じ。)の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
奄美群島振興開発計画(奄美群島振興開発特別措置法第五条第一項に規定する奄美群島振興開発計画をいう。以下同じ。)に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。	独立行政法人奄美群島振興開発基金の行う業務に関すること。 小笠原諸島(小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第四条第一項に規定する小笠原諸島をいう。以下同じ。)の

総合的な振興及び開発に関すること。

附則第六条第二項及び第十条中「平成二十六年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

附則第二十八条中「平成三十四年三月三十一日」を「次の表の上欄に掲げる日」に、「沖縄特別通訳案内士に関する」を「それぞれ同表の下欄に掲げる」に改め、同条に次の表を加える。

期 限	事 務
平成三十一年三月三十一日	奄美群島特別通訳案内士に関すること。
平成三十一年三月三十一日	小笠原諸島特別通訳案内士に関すること。
平成三十四年三月三十一日	沖縄特別通訳案内士に関すること。

附則第二十九条中「平成三十四年三月三十一日」を「次の表の上欄に掲げる日」に、「沖縄特別通訳案内士に関する」を「それぞれ同表の下欄に掲げる」に改め、同条に次の表を加える。

期 限	事 務
平成三十一年三月三十一日	奄美群島特別通訳案内士に関すること。

平成三十四年三月三十一日	小笠原諸島特例通訳案内士に関する事 沖繩特例通訳案内士に関する事。
--------------	--------------------------------------

附 則

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

理由

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、交付金事業計画の事業を定める等奄美群島振興開発特別措置法施行令その他の関係政令の規定の整備を行う必要があるからである。